

疑義照会簡素化に関する事例・注意点

今回の取り組みにおいて、保険薬局での対応等は疑義照会における照会作業の簡素化（事前合意に基づき疑義照会した事として取り扱う）であるので注意して下さい。

処方変更の大原則

- ① 必ず、患者（キーパーソン）に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、理解と同意を得た上で変更する。
- ② 処方箋の「変更不可」の欄にチェックがある場合は、処方薬を変更できない。また、「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載、その他指示がある場合は、その指示に必ず従う。
- ③ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする。
- ④ 医薬品の有効性や品質が担保でき、体内動態を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ⑤ 麻薬は除く。

① 同一有効成分かつ同一剤形の医薬品への変更

（生活保護被保護者は除く：生活保護法第 34 条第 3 項）

但し、変更不可処方の場合は不可 効能効果が一致する事

先発⇄先発⇄後発⇄後発

○：アムロジン錠⇄ノルバスク錠、アムロジピン錠⇄ノルバスク錠

単剤から配合剤、配合剤から単剤は不可

×：アイミクス配合錠 LD⇄イルベサルタン 100mg+アムロジピン 5mg

② 類似する別剤形の医薬品への変更（後発品の変更調剤を先発品でも可とする）

但し、内服用固形剤のみ 変更不可処方の場合は不可

用法・用量が変わらない事。外用剤は不可

錠剤⇄口腔内崩壊錠⇄カプセル、散剤⇄顆粒⇄細粒⇄末剤⇄ドライシロップ

○：アムロジピン錠⇄ノルバスク OD 錠

外用薬の剤形変更は不可

×：テープ剤⇄シップ剤⇄軟膏⇄クリーム⇄外用液剤（ローション等含む）

③ 含量規格の異なる医薬品への変更（錠剤・口腔内崩壊錠・カプセル剤に限る）

例：アムロジピン錠 2.5mg 2 錠⇄アムロジピン錠 5mg 1 錠

④ 外用薬の包装規格変更。（処方総量が変わらないこと）

例：○○軟膏 5g 2 本→○○軟膏 10g 1 本、

○○シップ●●mg (5 枚入り) 7 袋→○○シップ●●mg (7 枚入り) 5 袋

※本来、疑義照会の必要性はありません。

⑤ 一包化調剤

有効性や品質が担保できる場合。服薬アドヒアランスが向上すると思われた場合
患者のコンプライアンス、アドヒアランスを必ず評価する。

例) コンプライアンスが悪く薬が沢山あり飲み忘れる。

⑥ 服用困難時の半割、粉碎等

有効性や品質が担保できる場合

例) 錠剤が大きく飲みにくい。→錠剤を服用しやすい状態にする

ダイフェン配合錠→ダイフェン配合顆粒

ダイフェン配合錠→バクタ配合錠粉碎

⑦ 外用剤の用法の間違い変更、用法不備

薬学的総合判断が出来ない場合には疑義照会をおこなう

ファンギゾンシロップのうがい使用は疑義照会不要

⑧ 明らかな日数違いにおける日数変更

曜日指定や週1回、隔日等の指定がある場合、および骨粗鬆症薬（ビスホスホネート製剤）
で添付文書上週1回、月1回服用が明らかな場合に限る

例) 他の薬剤が28日分処方の時

アレンドロン酸錠 35mg（週1回製剤）1錠 1日1回起床時 28日分→4日分

ダイフェン配合錠 1錠 1日1回朝食後 1日おき 28日分→14日分

イスコチン錠 100mg 3錠 1日1回昼食後 月、水、金 28日分→12日分

⑨ 残薬調整

残薬調整の目的による日数短縮や減量に限る。外用薬等の本数変更も含む。

ただし、残薬が多数あり次回予約日まで十分足りる場合の調整は、1日分の処方を残すこと
（次回処方漏れ防止のため処方からの削除は不可）

※処方削除を行う場合は疑義照会をおこなうこと

※非常時を考慮し、1週間程度の余裕を持つこと

例：クロピドグレル錠 75mg 63日分 → 49日分（14日分残薬があるため）

例：酸化マグネシウム錠 330mg 30日分 → 1日分（30日分以上残薬あるため）

例：ビホナゾールクリーム 1%（10g） 3本 → 2本（1本残薬があるため）

2022.12.05 改訂

2025.9.22 改訂